

◎新潟県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町当間塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市伊達字すげ田辛203番1から 同市伊達字川原田辛89番1まで	新	(A) 13.0～29.8メートル	190.7メートル
		(B) 19.5～34.6メートル	185.8メートル
	旧	13.0～29.8メートル	190.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。